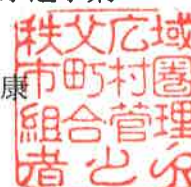


秩水経 ー 155
平成31年1月25日

秩父広域市町村圏組合
水道事業経営審議会
会長 宇野 二郎 様

秩父広域市町村圏組合水道事業
秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜 邦 康



水道料金の改定について (諮問)

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例第1条の規定に基づき、下記事項について諮問いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

記

諮問事項

水道料金体系の統一に併せた料金改定について

【諮問の趣旨】

秩父広域市町村圏組合水道事業は、「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」（平成27年3月30日）に基づき、4つの水道事業を統合し、平成28年4月1日に設立しました。

この統合は、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、4水道事業の水道使用者に対して、より安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的としたものです。

統合時の水道料金は、秩父市の水道料金体系を基準料金体系とし、統合前の各水道事業の料金体系によるものとししました。そのため、地域間格差を解消するため、統合前の水道事業ごとの料金体系総額と基準料金体系総額を比較し、基準料金体系総額に満たない場合は、市町の一般会計から繰り入れ補てんをしています。

この覚書の中で、水道料金体系の統一を統合後5年以内に行うこととしています。水道料金体系の統一は、公平性の観点からも必要なことです。

本水道事業は、広域化により、国の交付金を活用した老朽管路の布設替えや耐震化を進めることで、統合前の事業者が単独で行う場合と比べ、より多くの事業を実施することができています。

今後、人口減少等に伴う水需要の減少などから、水道料金収入の減少が見込まれる中で、施設の統廃合等水道事業の広域化による効果を発揮しつつ、水道事業の健全性を確保しながら経営基盤の強化を図ることが不可欠と考えております。

そこで、水道事業の統合から5年目となる2021年4月の料金体系統一に向け、貴審議会の意見を伺いたいものです。